

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するため、シティユーワ法律事務所（以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国仲裁法

1994年8月31日第8期全国人民代表大会常務委員会第9回会議採択

2009年8月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第10回会議「一部法律の改正に関する決定」に基づき第1回改正

2017年9月1日第12期全国人民代表大会常務委員会第29回会議「『中華人民共和国裁判官法』等8件の法律の改正に関する決定」に基づき第2回改正

2025年9月12日第14期全国人民代表大会常務委員会第17回会議全面改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 仲裁機構、仲裁人及び仲裁協会
- 第3章 仲裁合意
- 第4章 仲裁手続
 - 第1節 申立て及び受理
 - 第2節 仲裁廷の構成
 - 第3節 開廷及び判断
- 第5章 判断取消の申立て
- 第6章 執行
- 第7章 渉外仲裁の特別規定
- 第8章 附則

第1章 総則

第1条 経済紛争の公正かつ遅滞ない仲裁を保証し、当事者の適法な権益を保護し、社会主義市場経済の健全な発展を保障するため、本法を制定する。

第2条 仲裁事業の発展は、中国共産党及び国の路線・方針・政策及び決定・段取りを貫徹実行するものであり、国の高品質の発展及び高水準の対外開放に寄与し、市場化・法治化・国際化されたビジネス環境を作り上げ、経済紛争解消の役割を果たす。

第3条 平等な主体としての自然人、法人・非法人組織の間で発生した契約紛争及びその他の財産権益紛争は、仲裁することができる。

次の各号に掲げる紛争は、仲裁することができない。

- (一) 婚姻、養子縁組、監護、扶養及び相続の紛争
- (二) 法により行政機関が処理すべき行政紛争

第4条 当事者は、仲裁方式による紛争解決を選択する場合には、自由意思の原則に則って、仲裁合意を達成しなければならない。仲裁合意がない場合において、一方が仲裁を申し立てたときは、仲裁機構は、これを受理しない。

第5条 当事者が仲裁合意を達成している場合において、一方が人民法院に訴訟を提起したときは、人民法院は、これを受理しない。但し、仲裁合意が無効であり、又は法律に別段の定めがある場合を除く。

第6条 仲裁機構は、当事者が合意により選定しなければならない。

仲裁は、事物管轄及び土地管轄を実行しない。

第7条 仲裁は、事実に基づき、法律の規定に適合させ、公平かつ合理的に紛争を解決しなければならない。

第8条 仲裁は、信義誠実の原則に従わなければならない。

第9条 仲裁は、法により独立してを行い、行政機関、社会団体及び個人の干渉を受けない。

第10条 仲裁は、一審終結の制度を実行する。判断が下された後、当事者が同一の紛争について仲裁を再び申し立て、又は人民法院に訴訟を提起した場合には、仲裁機構又は人民法院は、これを受理しない。

判断に対し取消し又は不執行の裁定が人民法院によって法によりなされた場合には、当事者は、当該紛争について、双方が新たに達成した仲裁合意に基づき仲裁を申し立てることも、人民法院に訴訟を提起することもできる。

第11条 仲裁活動は、情報ネットワークを通じオンラインで行うことができる。但し、当事者がこれに同意しない旨を明確に表示している場合を除く。

仲裁活動で、情報ネットワークを通じオンラインで行われたものは、オフラインの仲裁活動と同等の法的効力を有する。

第12条 仲裁機構が域外の仲裁機構及び関係国際組織との交流・協力を強化し、国際仲裁規則の制定に積極的に関与することを、国は、支持する。

第2章 仲裁機構、仲裁人及び仲裁協会

第13条 仲裁機構は、直轄市及び省・自治区人民政府所在地の市において設立することも、必要に応じ、その他の区設置市において設立することもでき、行政区画ごと各階層に設立はしない。

仲裁機構は、前項に定める市の人民政府が関係部門及び商会を組織して統一的に設立し、公益性非営利法人に該当する。

第14条 本法第13条により設立された仲裁機構は、省・自治区・直轄市人民政府の司法行政部門の登記を経なければならない。

國務院の認可を経て中国国際商会が組織設立した仲裁機構は、國務院の司法行政部門に届け出る。

仲裁機構の登記管理に係る具体的な方法は、國務院が制定する。

第15条 仲裁機構は、次の各号に掲げる条件を具備していなければならない。

- (一) 自己の名称、住所及び定款を有していること。
- (二) 必要な財産を有していること。
- (三) 本法の規定に適合する構成人員を有していること。
- (四) 選任した仲裁人を有していること。

仲裁機構の定款は、本法により制定されなければならない。

第16条 仲裁機構は、名称、住所、定款、法定代表者又は構成人員を変更する場合には、

申請をし、法により変更登記手続をしなければならない。

第17条 仲裁機構は、終了する場合には、法により抹消登記手続をする。

第18条 仲裁機構の構成人員には、主任1人、副主任2ないし4人及び委員7ないし11人を含む。

仲裁機構の構成人員は、法律・経済貿易・科学技術の専門家及び実務経験のある人員が務める。仲裁機構の構成人員のうち、法律・経済貿易・科学技術の専門家は、3分の2を下回ってはならない。

仲裁機構の構成人員の各期の任期は5年とし、任期が満了する場合には、法により改選し、3分の1以上の構成人員を交代させなければならない。

第19条 仲裁機構は、法律法規及び定款の規定により、内部の統治構造を確立して健全化し、意思決定、執行、監督等の面の職責権限及び手続を明確にしなければならない。

仲裁機構は、民主的な議事、人員管理、費用徴収及び財務管理、文書管理、苦情処理等の制度を確立して健全化しなければならない。

仲裁機構は、構成人員、職員及び仲裁人に対する監督を強化し、仲裁活動におけるそれらの法令・規律違反行為に対し、遅滞なく法により調査処理しなければならない。法的責任を追及する必要がある場合には、遅滞なく関係機関に移送し、これを処理させる。

第20条 仲裁機構は、情報公開制度を確立し、遅滞なく社会に対して定款、登記届出、仲裁規則、仲裁人名簿、サービスフロー、費用徴収基準、年次事業報告及び財務報告等の情報を公開し、社会による監督を主体的に受けなければならない。

第21条 仲裁機構が選任した仲裁人は、公明正大であり、専門職としての良好な素質を具备し、勤勉かつ責任ある姿勢を保ち、誠実清廉であって、職業倫理を厳守しなければならない。

第22条 仲裁人は、次の各号に掲げる条件のいずれかに適合していなければならない。

- (一) 国の統一的な法律職業資格試験に合格して法律職業資格を取得し、満8年以上仲裁業務に従事していること。
- (二) 満8年以上弁護士業に従事していること。
- (三) かつて満8年以上裁判官・検察官を務めていたこと。
- (四) 法律の研究・教学業務に従事し、かつ、高級職称を有していること。
- (五) 法律の知識を有し、法律・経済貿易・海事海商・科学技術等の専門的職業に従事し、かつ、高級職称を有するか、又は専門職として同等の水準を有していること。

「中華人民共和国監察官法」、「中華人民共和国裁判官法」、「中華人民共和国検察官法」等の法律により、ある公職員について、仲裁人を兼任してはならないと定められている場合には、当該定めによる。その他の公職員が仲裁人を兼任する場合には、関係規定を遵守しなければならない。

仲裁機構は、法律・経済貿易・海事海商・科学技術等の専門知識を有する域外の者の中から、仲裁人を選任することができる。

第23条 仲裁機構は、専門別に仲裁人名簿を設ける。

公職から除籍され、弁護士執務証書を取り消され、又は高級職称を取り消される等、仲裁人を務める条件を具备しなくなる事由が仲裁人にあった場合には、仲裁機構は、当該仲裁人を除名しなければならない。

第24条 仲裁機構は、行政機関から独立しており、行政機関と従属関係はない。

仲裁機構間に、従属関係はない。

第25条 中国仲裁協会は、社会団体法人である。仲裁機構は、中国仲裁協会の会員である。

中国仲裁協会の定款は、全国会員大会が制定する。

中国仲裁協会は、仲裁機構の自主規律組織であり、定款に基づいて仲裁機構及びその構成人員・職員、並びに仲裁活動中の仲裁人の行為に対して監督を行う。

中国仲裁協会は、本法及び「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定により、モデル仲裁規則を制定する。

第26条 国務院の司法行政部門は、法により全国の仲裁業務を指導及び監督し、関連業務制度を完全化し、仲裁事業の発展を統一的に計画する。

省・自治区・直轄市人民政府の司法行政部門は、自らの行政区域内の仲裁業務を法により指導及び監督する。

第3章 仲裁合意

第27条 仲裁合意には、契約中で取り決めた仲裁条項及び他の書面方式にて紛争発生前又は紛争発生後に達成された、仲裁を求める旨の合意が含まれる。

仲裁合意は、次の各号に掲げる内容を有しなければならない。

- (一) 仲裁を求めるという意思表示
- (二) 仲裁事項
- (三) 選定した仲裁機構

一方の当事者が仲裁申立時に仲裁合意があると主張し、他方の当事者が初回開廷前にこれを否認しなかった場合において、仲裁庭による提示及び記録を経たときは、当事者間に仲裁合意は存在するものとみなす。

第28条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、仲裁合意は、無効である。

- (一) 約定した仲裁事項が法律に定める仲裁範囲を超えていたとき。
- (二) 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者が取り決めた仲裁合意
- (三) 一方が強迫的手段を講じて、相手方に仲裁合意の取決めを強いたとき。

第29条 仲裁合意で仲裁事項又は仲裁機構について約定しておらず、又は約定が不明確である場合には、当事者は、合意を補充することができる。補充合意に達しない場合には、仲裁合意は、無効である。

第30条 仲裁合意は、独立して存在する。契約が成立しているか否か及びその変更、未発効、終了、取り消されたこと又は無効は、既に達成している仲裁合意の効力に影響を及ぼさない。

仲裁庭は、契約の効力を確認する権限を有する。

第31条 当事者は、仲裁合意の効力について異議を有する場合には、決定を下すよう仲裁機構又は仲裁庭に請求することも、裁定を下すよう人民法院に請求することもできる。一方が仲裁機構又は仲裁庭に決定を下すよう請求し、他方が人民法院に裁定を下すよう請求した場合には、人民法院が裁定する。

当事者は、仲裁合意の効力について異議を有する場合には、仲裁庭の初回開廷前に提起しなければならない。

第4章 仲裁手続

第1節 申立て及び受理

第32条 当事者は、仲裁を申し立てる場合には、次の各号に掲げる条件に適合していなければならない。

- (一) 仲裁合意を有していること。
- (二) 具体的な仲裁請求並びに事実及び理由を有していること。
- (三) 仲裁機構の受理範囲に該当していること。

第33条 当事者は、仲裁を申し立てる場合には、仲裁合意、仲裁申立書及び副本を仲裁機構に提出しなければならない。

第34条 仲裁申立書には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (一) 当当事者の氏名、性別、年齢、職業、勤務先、住所、連絡先並びに法人又は非法人組織の名称、住所及び法定代表者又は主要責任者の氏名、役職、連絡先
- (二) 仲裁請求並びに根拠となる事実及び理由
- (三) 証拠及び証拠の出所、証人の氏名及び住所

第35条 仲裁機構は、仲裁申立書を受領した日から5日内に、受理条件に適合すると認めた場合には受理し、かつ、申立人に通知しなければならず、受理条件に適合しないと認めた場合には、これを受理しない旨を申立人に書面により通知し、かつ、理由を説明しなければならない。

第36条 仲裁機構は、仲裁申立の受理後、仲裁規則に定める期限内に、仲裁規則及び仲裁人名簿を申立人に送達し、かつ、仲裁申立書副本並びに仲裁規則及び仲裁人名簿を被申立人に送達しなければならない。

被申立人は、仲裁申立書副本の受領後、仲裁規則に定める期限内に、答弁書を仲裁機構に提出しなければならない。仲裁機構は、答弁書の受領後、仲裁規則に定める期限内に、答弁書副本を申立人に送達しなければならない。被申立人が答弁書を提出しないことは、仲裁手続の進行に影響を及ぼさない。

第37条 当当事者が仲裁合意を達成している場合において、一方が人民法院に訴訟を提起して仲裁合意があることは表明せず、人民法院の受理後、他方が初回開廷前に仲裁合意を提出したときは、人民法院は、訴えを却下しなければならない。但し、仲裁合意が無効であり、又は法律に別段の定めがある場合を除く。人民法院が当該事件を受理したことについて、他方が初回開廷前に異議を提起しなかった場合には、仲裁合意を放棄したものとみなし、人民法院は、審理を継続しなければならない。

第38条 申立人は、仲裁請求を放棄又は変更することができる。被申立人は、仲裁請求に対し了承又は反論することができ、反対請求を提起する権利を有する。

第39条 一方の当事者は、他方の当事者の行為又はその他の原因のために、判断の執行が困難となり、又は当事者にその他の損害をもたらす虞がある場合には、財産保全を申し立てること、又は他方の当事者に一定の作為若しくは不作為を命ずるよう請求することができる。当事者が保全を申し立てた場合には、仲裁機構は当事者の申立てを「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定によって人民法院に付託しなければならず、人民法院は法により遅滞なく処理しなければならない。

緊急であることを理由として、仲裁合意の当事者は、仲裁の申立前に、「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定により、人民法院に対し、財産保全を申し立てること、又は他方の当事者に一定の作為若しくは不作為を命ずるよう請求することができる。当事者が保全を申し立てた場合には、人民法院は、法により遅滞なく処理しなければならない。

申立てに誤りがあった場合には、申立人は、被申立人が保全のために被った損失を賠償しなければならない。

第40条 当事者及び法定代理人は、弁護士及びその他の代理人に委託して、仲裁活動を行わせることができる。弁護士及びその他の代理人に委託して仲裁活動を行わせる場合には、授権委託書を仲裁機構に提出しなければならない。

第41条 仲裁文書は、当事者が約定した合理的な方式にて送達しなければならない。当事者が約定しておらず、又は約定が不明確である場合には、仲裁規則に定める方式に従って送達する。

第2節 仲裁廷の構成

第42条 仲裁廷は、3名の仲裁人又は1名の仲裁人によって構成することができる。3名の仲裁人によって構成する場合には、首席仲裁人を置く。

第43条 当事者は、3名の仲裁人によって仲裁廷を構成する旨を約定している場合には、仲裁人1名ずつを各自で選定し、又は仲裁機構主任に各自で委託し仲裁規則で確定された手続に従って指定させなければならない。第三仲裁人については、当事者が共同で選定するか、当事者が仲裁機構主任に共同で委託し仲裁規則で確定された手続に従って指定させることもできる。当事者が第三仲裁人は各自それぞれの選定した仲裁人が共同で選定する旨を約定している場合には、当該約定に従う。第三仲裁人は、首席仲裁人である。

当事者が1名の仲裁人によって仲裁廷を設立する旨を約定している場合には、仲裁人は、当事者が共同で選定するか、当事者が仲裁機構主任に共同で委託し仲裁規則で確定された手続に従って指定させることもできる。

第44条 当事者が仲裁規則に定める期限内に仲裁廷の構成方式を約定せず、又は仲裁人を選定しなかった場合には、仲裁機構主任が仲裁規則で確定された手続に従って確定又は指定する。

第45条 その独立性・公正性に対する合理的疑いを当事者に抱かせる虞のある事由が仲裁人に存在する場合には、当該仲裁人は、遅滞なく仲裁機構に対しこれを書面により開示しなければならない。

仲裁機構は、仲裁人の書面開示状況及び仲裁廷の構成状況を、当事者に書面により通知しなければならない。

第46条 仲裁人に次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、忌避をしなければならず、当事者も、忌避の申立てをする権利を有する。

- (一) 本件の当事者、代理人又は当事者若しくは代理人の近親者である。
- (二) 本件と利害関係を有している。
- (三) 本件の当事者又は代理人とその他の関係を有しており、公正な仲裁に影響を及ぼす虞がある。

(四) ひそかに当事者若しくは代理人と面会し、又は当事者若しくは代理人の接待・贈与を受けた。

第47条 当事者は、忌避の申立てをする場合には、理由を説明し、初回開廷前に提起しなければならない。忌避事由について初回開廷後に知った場合には、最終開廷の終結前に提起することができる。

第48条 仲裁人について忌避するか否かは、仲裁機構主任が決定する。仲裁機構主任が仲裁人を務めている場合には、仲裁機構主任について忌避するか否かは、仲裁機構のその他の構成人員が集団で決定する。

第49条 仲裁人が忌避又はその他の原因のために職責を履行することができない場合には、本法の規定により仲裁人を新たに選定又は指定しなければならない。

忌避のために仲裁人が新たに選定又は指定された後、当事者は、既に行われている仲裁手続のやり直しを請求することができ、これを認めるか否かは、仲裁廷が決定する。既に行われている仲裁手続についてやり直しするか否かを、仲裁廷が自ら決定することもできる。

第50条 仲裁人に、本法第46条第4号に定める事由があつて情状が重大である場合、又は本法第71条第1項第6号に定める事由がある場合には、法により法的責任を負わなければならず、仲裁機構は、当該仲裁人を除名しなければならない。

第3節 開廷及び判断

第51条 仲裁は、開廷して行わなければならない。当事者が開廷しない旨を合意している場合には、仲裁廷は、仲裁申立書、答弁書及びその他の資料に基づいて判断を下すことができる。

第52条 仲裁は、非公開で行う。当事者が公開する旨を合意している場合には、公開で行うことができる。但し、国家秘密、他人の商業秘密又は個人のプライバシーに関わる場合を除く。

第53条 仲裁機構は、仲裁規則に定める期限内に、開廷期日を双方の当事者に通知しなければならない。当事者は、正当な理由がある場合には、仲裁規則に定める期限内に、開廷の延期を請求することができる。延期するか否かについては、仲裁廷が決定する。

第54条 申立人が書面通知を経たうえで、正当な理由なく出廷せず、又は仲裁廷の許可を経ずに中途退廷した場合には、仲裁申立を取り下げたものとみなすことができる。

被申立人が書面通知を経たうえで、正当な理由なく出廷せず、又は仲裁廷の許可を経ずに中途退廷した場合には、欠席判断することができる。

第55条 当事者は、自己の主張について証拠を提供しなければならない。

仲裁廷は、収集が必要な証拠があると認める場合には、自ら収集することができ、必要である場合には、法により協力を与えるよう関係方面に請求することができる。

第56条 当事者は、事実の究明に係る専門的な問題について、仲裁廷に鑑定を申請することができる。仲裁廷は、当事者の申請に基づき、又は自らの裁量により専門的な問題について鑑定する必要があると認める場合には、当事者が約定した鑑定人に鑑定を依頼することも、仲裁廷が指定した鑑定人に鑑定させることもできる。

当事者の請求又は仲裁廷の要求に基づき、仲裁廷の通知を経て、鑑定人は、開廷に参

加しなければならない。当事者は、仲裁廷の許可を経た場合には、鑑定人に質問することができる。

第 57 条 証拠は開廷の際に提示されなければならず、当事者は質証することができる。

第 58 条 証拠について、滅失する虞又は以後取得が困難となる虞がある状況において、当事者は、証拠保全を申し立てることができる。当事者が証拠保全を申し立てた場合には、仲裁機構は当事者の申立てを証拠所在地の基層人民法院に付託しなければならず、人民法院は法により遅滞なく処理しなければならない。

緊急であることを理由として、仲裁合意の当事者は、仲裁の申立て前に、「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定により、人民法院に対し、証拠保全を申し立てができる。当事者が証拠保全を申し立てた場合には、人民法院は、法により遅滞なく処理しなければならない。

第 59 条 当事者は、仲裁の過程において、弁論を行う権利を有する。弁論終結時に、首席仲裁人又は単独仲裁人は、当事者の最終意見を求めなければならない。

第 60 条 仲裁廷は、開廷状況を記録文書に記入しなければならない。当事者及び他の仲裁参与者は、自己の陳述の記録に遗漏又は錯誤があると認める場合には、補正を申請する権利を有する。補正をしない場合には、当該申請を記録しなければならない。

記録文書には、仲裁人、記録者、当事者及び他の仲裁参与者が署名又は押印する。

第 61 条 仲裁廷は、当事者の片方が基本的事実を捏造して仲裁を申し立て、又は当事者間で悪意により通謀し、仲裁の方式を通じて国家の利益、社会公共の利益又は他人の適法な権益を侵害しようと企図していることを発見した場合には、その仲裁請求を却下しなければならない。

第 62 条 当事者は、仲裁を申し立てた後に、自ら和解することができる。和解合意を達成した場合には、和解合意に基づいて判断書を作成するよう仲裁廷に請求することも、仲裁申立てを取り下げることもできる。

第 63 条 当事者は、和解合意を達成し、仲裁申立てを取り下げた後に翻意した場合には、仲裁合意に基づいて仲裁を申し立てることができる。

第 64 条 仲裁廷は、判断を下す前に、調停を先行させることができる。当事者が自由意思により調停する場合には、仲裁廷は、調停しなければならない。調停が不成立となった場合には、遅滞なく判断を下さなければならない。

調停で合意を達成した場合には、仲裁廷は、調停書を作成し、又は合意の結果に基づいて判断書を作成しなければならない。調停書は、判断書と同等の法的効力を有する。

第 65 条 調停書には、仲裁請求及び当事者の合意の結果を記載しなければならない。調停書は、仲裁人が署名し、仲裁機構の印章を押捺し、双方の当事者に送達する。

調停書は、双方の当事者による署名受領を経た後、直ちに法的効力を生ずる。

調停書の署名受領前に当事者が翻意した場合には、仲裁廷は、遅滞なく判断を下さなければならない。

第 66 条 判断は、多数仲裁人の意見に従って下さなければならず、少数仲裁人の異なる意見については、記録文書に記入することができる。仲裁廷が多数意見を形成することができない場合には、判断は、首席仲裁人の意見に従って下さなければならない。

第 67 条 判断書には、仲裁請求、紛争事実、判断理由、判断結果、仲裁費用の負担及び判断の年月日を記載しなければならない。当事者が紛争事実及び判断理由の記載を望まな

い旨を合意している場合には、記載しないことができる。判断書には、仲裁人が署名し、仲裁機構の印章を押捺する。判断に対して異なる意見を有する仲裁人は、署名することも、署名しないこともできる。

第 68 条 仲裁廷が紛争を仲裁する際に、そのうち一部の事実が既に明白である場合には、当該部分について先行判断することができる。

第 69 条 判断書中の誤記若しくは計算違い又は仲裁廷が判断済であるにもかかわらず判断書で記載漏れとなっている事項について、仲裁廷は、補正しなければならない。当事者は、判断書を受領した日から 30 日内に、仲裁廷に対し補正を請求することができる。

第 70 条 判断書は、作成された日から法的効力を生ずる。

第 5 章 判断取消の申立て

第 71 条 当事者は、次の各号に掲げる事由のいずれかが判断にある旨を証明する証拠を提出する場合には、仲裁機構所在地の中級人民法院に対し、判断の取消しを申し立てることができる。

- (一) 仲裁合意がない。
- (二) 判断の下された事項について、仲裁合意の範囲に該当しておらず、又は仲裁機構が仲裁の権限を有していない。
- (三) 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が法定手続に違反している。
- (四) 判断の根拠とされた証拠が偽造されたものである。
- (五) 公正な判断に影響を及ぼすに足る証拠を相手方当事者が隠蔽している。
- (六) 当該事件を仲裁した際に、賄賂を要求・收受し、私利を図り、又は法を曲げて判断をする行為が仲裁人にあった。

人民法院は、合議廷を構成して審査した結果、前項所定の事由のいずれかが判断にあることを確かめた場合には、これを取り消す旨の裁定をしなければならない。

人民法院は、当該判断が公共の利益に反すると認定した場合には、これを取り消す旨の裁定をしなければならない。

第 72 条 当事者は、判断の取消しを申し立てる場合には、判断書を受領した日から 3 か月内に提起しなければならない。

第 73 条 人民法院は、判断取消の申立てを受理した日から 2 か月内に、判断を取り消す旨又は申立てを却下する旨の裁定をしなければならない。

第 74 条 人民法院は、判断取消の申立てを受理した後に、仲裁廷で再仲裁することができると認めた場合には、一定期限内に再仲裁するよう仲裁廷に通知し、かつ、取消手続を中止する旨の裁定をする。仲裁廷が再仲裁を開始した場合には、人民法院は、取消手続を終結する旨の裁定をしなければならない。仲裁廷が再仲裁を拒絶した場合には、人民法院は、取消手続を再開する旨の裁定をしなければならない。

第 6 章 執行

第 75 条 当事者は、判断を履行しなければならない。一方の当事者が履行しない場合には、他方の当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定により、人民法院に執行を申

し立てができる。申立てを受けた人民法院は、執行をしなければならない。

第76条 本法第71条第1項に定める事由のいずれかが判断にある旨を証明する証拠を被申立人が提出した場合において、人民法院が合議廷を構成し審査した結果、これが確かめられたときは、執行をしない旨の裁定をする。

人民法院は、当該判断の執行が公共の利益に反すると認定した場合には、執行をしない旨の裁定をしなければならない。

第77条 一方の当事者が判断の執行を申し立て、他方の当事者が判断の取消しを申し立てた場合には、人民法院は、執行を中止する旨の裁定をしなければならない。

人民法院は、判断を取り消す旨の裁定をする場合には、執行を終結する旨の裁定をしなければならない。判断取消の申立てが裁定によって却下された場合には、人民法院は、執行を再開する旨の裁定をしなければならない。

第7章 涉外仲裁の特別規定

第78条 涉外経済貿易、運輸、海事紛争及びその他の涉外紛争の仲裁には、本章の規定を適用し、本章に定めがない場合には、本法のその他の関係規定を適用する。

第79条 涉外仲裁の当事者が証拠保全を申し立てた場合には、仲裁機構は当事者の申立てを証拠所在地の中級人民法院に付託しなければならず、人民法院は法により遅滞なく処理しなければならない。

第80条 涉外仲裁の仲裁廷は、開廷状況を記録文書に記入し、又は記録要点を作成することができる。記録要点には、当事者及びその他の仲裁参与者が署名又は押印することができる。

第81条 当事者は、仲裁地を書面により約定することができる。仲裁手続の準拠法について当事者に別段の約定がある場合を除き、仲裁地をもって、仲裁手続の準拠法及び司法管轄裁判所の確定根拠とする。仲裁判断は、仲裁地においてなされたものとみなす。

当事者が仲裁地について約定しておらず、又は約定が不明確である場合には、当事者が約定した仲裁規則に基づいて仲裁地を確定する。仲裁規則に定めがない場合には、仲裁廷が事件の状況に基づき、紛争解決に便利であるという原則に従って仲裁地を確定する。

第82条 涉外海事紛争又は国務院の認可を経て設立された自由貿易試験区、海南自由貿易港及び国が定めるその他の区域内において設立登記された企業間で発生した涉外紛争については、当事者が仲裁を書面により約定している場合には、仲裁機構が行うことを選択することも、中華人民共和国を仲裁地とし、本法所定の条件に適合する人員によって仲裁廷を構成し、約定の仲裁規則に従って行うことを選択することもできる。当該仲裁廷については、仲裁廷構成後3業務日内に、当事者の名称、仲裁地、仲裁廷の構成状況及び仲裁規則を仲裁協会に届け出なければならない。

当事者が財産保全若しくは証拠保全を申し立て、又は他方の当事者に一定の作為若しくは不作為を命ずるよう請求した場合には、仲裁廷は法により当事者の申立てを人民法院に付託しなければならず、人民法院は法により遅滞なく処理しなければならない。

第83条 次の各号に掲げる事由のいずれかが涉外仲裁判断にある旨を証明する証拠を当事者が提出した場合において、人民法院が合議廷を構成し審査した結果、これが確かめら

れたときは、取消しをする旨の裁定をする。

- (一) 仲裁合意がない。
- (二) 被申立人が、仲裁人の指定若しくは仲裁手続の実施に係る通知を受けておらず、又はその他被申立人の責によらない理由のために意見を陳述できていない。
- (三) 仲裁廷の構成又は仲裁の手続が仲裁規則と合致していない。
- (四) 判断の下された事項について、仲裁合意の範囲に該当しておらず、又は仲裁機構が仲裁の権限を有していない。

人民法院は、当該判断が公共の利益に反すると認定した場合には、これを取り消す旨の裁定をしなければならない。

第 84 条 本法第 83 条第 1 項に定める事由のいずれかが涉外仲裁判断にある旨を証明する証拠を被申立人が提出した場合において、人民法院が合議廷を構成し審査した結果、これが確かめられたときは、執行をしない旨の裁定をする。

人民法院は、当該判断の執行が公共の利益に反すると認定した場合には、執行をしない旨の裁定をしなければならない。

第 85 条 中華人民共和国の領域内においてなされた、法的効力の生じた仲裁判断について、当事者が執行を請求した場合に、被執行人又はその財産が中華人民共和国の領域内にないときは、当事者は、承認及び執行を、管轄権を有する外国の裁判所に直接申し立てることができる。

第 86 条 仲裁機構が中華人民共和国域外において業務機構を設立し、仲裁活動を展開することを支持する。

國務院が設立を認可した自由貿易試験区、海南自由貿易港等の区域内において、域外の仲裁機構が国の関係規定により業務機構を設立し、涉外仲裁活動を展開することは、経済社会の発展及び改革開放の必要に応じ、許可することができる。

第 87 条 涉外仲裁の当事者が中華人民共和国（特別行政区を含む。）の仲裁機構を選択すること、及び中華人民共和国（特別行政区を含む。）を仲裁地として仲裁を行う旨を約定することを奨励する。

第 88 条 中華人民共和国の領域外においてなされた、法的効力の生じた仲裁判断について、人民法院の承認及び執行を要する場合には、当事者は、被執行人住所地又はその財産所在地の中級人民法院に直接申し立てることができる。被執行人住所地又はその財産が中華人民共和国の領域内にない場合には、当事者は、申立人住所地又は判断に係る紛争と適切な関係のある場所の中級人民法院に申し立てることができる。人民法院は、中華人民共和国が締結若しくは加盟する国際条約により、又は互恵原則に従って、取り扱わなければならない。

外国の仲裁機構が中華人民共和国の公民、法人及びその他の組織の適法な権益に対して制限又は差別をした場合には、中華人民共和国の関係機構は、当該国の公民、企業及びその他の組織に対し、対等の原則を実行する権利を有する。

第 8 章 附則

第 89 条 本法にいう仲裁機構には、法により設立された仲裁委員会、仲裁院等の機構を含む。

第 90 条 仲裁時効について法律に定めがある場合には、当該定めによる。定めがない場合には、訴訟時効の規定を適用する。

第 91 条 仲裁機構は、本法及び「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定により、中国仲裁協会が制定するモデル仲裁規則を参照して、仲裁規則を制定することができる。

第 92 条 当事者は、規定に従って仲裁費用を納付しなければならない。

仲裁機構は、国の関係規定に基づき、仲裁費用の収受に係る方法を制定する。

第 93 条 労働紛争仲裁、農村土地請負經營紛争仲裁及びスポーツ仲裁等には、「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法」、「中華人民共和国農村土地請負經營紛争調停仲裁法」、「中華人民共和国体育法」等の関係法律の規定を適用する。

第 94 条 仲裁機構及び仲裁廷は、投資紛争を仲裁に付託することに関する国際投資関係の条約・協定の規定により、紛争の双方が約定した仲裁規則に従って、国際投資仲裁事件を取り扱うことができる。

第 95 条 仲裁機構の登記管理規定に違反した場合には、関係する法律及び行政法規の規定により処理する。

第 96 条 本法は、2026年3月1日から施行する。

(法令原文名称：中华人民共和国仲裁法)